

食安輸発1116第1号
平成22年11月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の一部解除について
(ベルギー産リーキ)

ベルギー産リーキについては、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成22年10月21日付け食安輸発1021第1号)「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」により、ジフェノコナゾール及びハロキシホップの検査命令を実施しているところです。

今般、ベルギー政府より、EU域内でのハロキシホップの使用が禁止された旨の報告があり、また、これまでの検査実績を踏まえ、ベルギー産リーキのハロキシホップに係る検査命令を解除し、同通知の別表1のベルギー産のリーキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベルギー	リーキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。